

除雪グレーダ
(3.1m級)

仕様書

令和5年度

広島県

北部建設事務所

概要

この仕様書は、除雪グレーダ(3.1m級)に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和 26 年第 67 号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、且つ平成 17 年法律 51 号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に適合するものでなければならない。

ただし、平成 26 年特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則第一部改正の基準値に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当者(以下「甲」という)と物品供給人(以下「乙」という)が協議のうえ決定するものとする。

1 性能

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| (1) 除雪幅 | 2.6m 以上 |
| (2) 最大除雪高さ
(新雪 $\rho = 0.08\text{t/m}^3$ 、除雪速度 15km/h において) | 0.15 m 以上 |
| (3) 走行速度 | 40 km/h 以上 |
| (4) 運転室内騒音レベル 「騒音障害防止のためのガイドライン」(厚生労働省平成 4 年 10 月 1 日、基発第 546 号)第 I 管理区分に準ずる。
(測定方法は JCMAS H011 の機械定置時による。) | |

2 主要諸元

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 全 長(走行姿勢) | 8,000 mm 以下 |
| (2) 全 幅(車体本体) | 2,200 mm 以下 |
| (3) 全 高(キャビン上部) | 3,300 mm 以下 |
| // (黄色灯火上端まで) | 3,600 mm 以下 |
| (4) 最低地上高(パワーラインアンダーガード部) | 240 mm 以上 |
| (5) 車両総質量 | 11,000 kg 以上 13,000 kg 以下 |
| (6) 最小回転半径(最外側車輪中心) | 7.0 m 以下 |
| (7) 乗車定員 | 1 人 または 2人 |

1人乗りの場合、除雪作業において助手が担っていた安全対策部分の代替措置として、「後方、左側後方、右側後方」の確認を行うためのカメラ・カラーモニタを設置すること。

3 車 体

(1)機 関

形 式 水冷、ディーゼル機関

定格出力 90.0 kW 以上

(2)動力伝達装置 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする。

(3)車 軸

前 車 軸 2輪、油圧リーニング機構

後 車 軸 4輪、タンデム機構

(4)フレーム

形 式 油圧屈折式

(5)タ イ ヤ

形 式 11:00-20-16PR ノーマルタイヤ

(6)かじ取装置

型 式 全油圧式

(7)運 転 室

構 造 全鋼製密閉形

窓 (前) 熱線入り、冬用ワイパーブレード付き

(後) 熱線入り、冬用ワイパーブレード付き

(ドア)熱線入り

(左右)熱線入りドアミラー

(8)安全装置

デフロック

4 除雪装置

(1)構 成

ブレード、サークル、ドローバ

油圧ブレードチップまたはパワーチルト

(2)作業動力装置

油圧式、操作弁式(7 系統以上)

(3)能 力

サークル回転角度 130 度 以上

ブレード昇降範囲 地下 250mm 以上、地上 250mm 以上

ブレード横送り長さ 左右各 500 mm 以上

切削角調整装置 油圧式

安全装置 スリップクラッチ回転機

(シャープピンレス異常荷重防止用クラッチ付)

(4)全 幅

3,100 mm 以上

(5)全 高

500 mm 以上

(6)切 刃 JIS D6103 又は準じる特殊切刃(側刃付)

5 計器類

- | | |
|-------------------------|----|
| (1)燃料計 | 一式 |
| (2)機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 一式 |
| (3)水温計 | 一式 |
| (4)充電警告灯 | 一式 |
| (5)運行記録計(90km/h 以上、7日計) | 一式 |
| (6)機関回転計(運行記録計組込型も可) | 一式 |
| (7)アワーメータ | 一式 |

6 照明装置類

- | | |
|-------------------------|------------------------------------|
| (1)前方作業灯 | 4灯 以上 |
| (2)後方作業灯 | 1灯 以上 |
| (3)前部霧灯又は前部作業灯 | 2灯 |
| (4)黄色灯火(前・後:散光式またはLED式) | 前 全幅 500 mm 以上
後 全幅 1,000 mm 以上 |

7 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1)バックブザー(後方1mにおいて、音圧 80dB(A)以上) | 一式 |
| (2)カーエアコン | 一式 |
| (3)AM・FMラジオ | 一式 |
| (4)シガーソケット(DC12V 又は 24V) | 一式 |
| (5)後方確認カメラ | 一式 |
| (6)後側方カメラ(左右)、及びモニタ(一人乗りの場合) | 一式 |
| (7)ウインドウォッシャー前・後(電動式) | 一式 |
| (8)標識板(300 mm×570 mm以上、車体後部取付) | 一式 |

7-2 車両総質量に含まないもの

- | | |
|--------------------|----|
| (1)標準付属工具 | 一式 |
| (2)取扱説明書(電子可) | 2部 |
| (3)部品表(電子可) | 2部 |
| (4)履歴簿 | 1部 |
| (5)タイヤチェーン K型(亀甲型) | 一式 |
| (6)床マット | 一式 |

8 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

9 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い、全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に際して仕様書の内容が確認できる性能及び測定寸法等が記載されたカタログ・成績書等を用意するものとする。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議の上、乙に無償修理を行わせることがある。

11 その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

(2) 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

ア) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について(昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む))」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

(3) 建設機械番号等の車体表示について

乙は建設機械番号等の車体表示について、その表示内容及び表示位置等は甲と打合せを行い、承諾を得ることとする。

(4) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(5) 緩和申請について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

12 納入場所

下記を納入場所とするが、納入時期に応じて納入場所を別途指定する。

名称 広島県北部建設事務所

住所 広島県三次市十日市東 4-6-1

13 納期

令和6年3月28日までとする。